

技能労務職員給与等の見直しに向けた取組方針

1 現 状

(1) 職種別、平均年齢、平均給与月額の状態

職 種	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国ベース)
技能労務職員	45.4歳	316,860円	357,083円	330,278円
国家公務員	48.9歳	—	—	320,623円

※ 平成20年4月1日現在

※ 平均給料月額とは、基本給の平均である。

※ 平均給与月額とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、超過勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものである。

※ 国ベースの、平均給与月額には、通勤手当、超過勤務手当、特殊勤務手当等が含まれていないことから、国家公務員との比較のため再計算したものである。

(2) 年齢別職員数及び平均給与月額

年齢区分	職員数	平均給与月額
28歳～31歳	5人	270,681円
32歳～35歳	4人	*
36歳～39歳	12人	331,929円
40歳～43歳	8人	345,599円
44歳～47歳	14人	353,770円
48歳～51歳	9人	401,728円
52歳～55歳	5人	412,141円
56歳～59歳	9人	418,108円
60歳以上	1人	*

※ 平成20年4月1日現在

※ 個人情報保護の観点から、5人未満の区分については、アスタリスク「*」を付している。

※ 60歳以上は、再任用職員である。

(4) 給料表

○ 兵庫県の技能労務職給料表を参考にした合成給料表である。

(5) 諸手当

○ 扶養手当、住居手当、通勤手当、超過勤務手当、休日勤務手当、期末・勤勉手当

(6) 特殊勤務手当

○ 早朝勤務手当

2 近年の技能労務職員給与等の適正化に向けた取組

○ 給料表水準を3.6%引き下げる。(給与構造改革)(平成18年4月1日)

○ 調整手当の廃止。(平成18年4月1日)

○ 特殊勤務手当の廃止。(平成18年4月1日)

※廃止した手当:炊事業務従事手当、電話交換業務従事手当、自動車運転業務従事手当、ボイラー取扱作業従事手当

3 今後の見直しに向けた基本的な考え方

- 技能労務職員の給与については、「生計上、同一または類似の職種の国及び地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与」を考慮することとされており、これまで、兵庫県の給与水準を参考に定めてきた。
今後、兵庫県を参考にし給与水準の均衡に配慮しながら、その適正化に向けて取り組んでいく。
- 人員の適正化については、平成15年に策定した、「基本経営戦略」の基本方針に基づき、臨時職員及び業務委託により対応しているところである。
今後も、臨時職員又は委託等で対応が可能かどうか適切に判断して、その適正化に努めていくこととする。

4 具体的な取組

- 給料表の見直しについて
国の行政職俸給表(二)に準じた見直しを行う。
- 職員配置数について
職員定数の適正化を図らなければならない状況において、現業部門の定員削減は避けては通れない現状を踏まえて、職種ごとに現場の実態を精査した上で、臨時職員又は委託等で対応が可能な部分については、その対応を行っていくこととする。